



今月のテーマ **令和6年分所得税の定額減税について**

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和する目的で、令和6年度税制改正において定額による所得税の特別控除(以下、定額減税)が本年6月から開始することになりました。今回は定額減税についてサラリーマンを中心にご紹介いたします。

1. 概要

定額減税とは、サラリーマンが令和6年6月1日以後最初に支払いを受ける給与又は賞与に係る源泉徴収税額から、所定の方法で算出された定額減税額を控除する制度です。

2. 対象者

定額減税の対象者は、日本国内に住所を持つ個人で令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下の人です。サラリーマンの場合、給与年収が2,000万円以下の人が対象となります。

3. 定額減税額

定額減税額は次の算式で計算されます。

- ① 30,000円×本人
- ② 30,000円×同一生計の配偶者又は扶養親族の数
- ③ ①+②=定額減税額

※同一生計の配偶者又は扶養親族とは、その年の12月31日において納税者と生計を一にする配偶者又は扶養親族で、年間の合計所得金額が48万円(給与所得だけの場合は年収103万円)以下の人をいいます。なお、16歳未満の扶養親族について所得税法上は扶養控除の対象となる親族として認められませんが、定額減税額の計算ではカウントされる点に注意が必要です。

4. 実施方法

定額減税は、その主たる給与の支払者のもとで次の方法により控除が実施されます。

(1) 月次減税事務

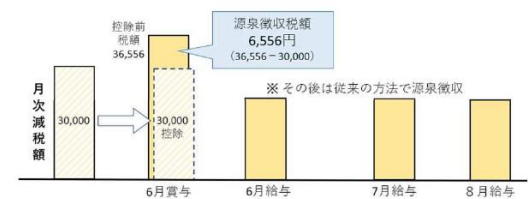
令和6年6月1日以後最初に支給される給与又は賞与に係る所得税及び復興特別所得税の額(以下、所得税等の額)から月次減税額を控除します。

源泉徴収される所得税等の額が定額減税よりも少ない場合、控除しきれなかった定額減税額は翌月以降の所得税等の額から順次控除します。控除しきれなかった定額減税額の管理には国税庁が公表している[各人別控除実績簿](#)を使うと便利です。定額減税額を全て控除した後は通常の給与計算に戻ります。

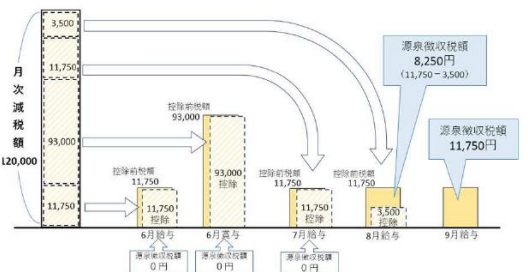
なお、月次減税事務は令和6年6月1日現在に在職している、扶養控除等(異動)申告書を提出している居住者が対象となるため、次のような人は月次減税事務ではなく、下の②年調減税事務で対応します。

- ・ 令和6年6月1日以後、扶養控除等(異動)申告書を未提出の人
- ・ 令和6年6月2日以後に入社した人

《6月最初に支払う賞与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例》



《6月最初に支払う給与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例》



[\(拡大図は国税庁 Q&A を参照ください\)](#)

(2) 年調減税事務

毎月の給与から天引きされる所得税等の額を合計したものが、個人がその年に納めるべき所得税等の額になるわけではありません。それを是正するための税務が年末調整です。

年末調整の過程において例えば配偶者控除の対象とした配偶者の年収が103万円を超えていることが判明するケースがあります。その場合、月次減税事務で控除された定額減税の額に変更が生じますので、こうした定額減税額の増減や月次減税事務の対象とならなかった人の計算を年調減税事務で行います。